



第2回 「取引条件説明書面」を知る

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

募集型企画旅行契約を締結しようとするときはお客様に「取引条件説明書面」を交付しなければなりません。「そんな長つたらしい名前の書面なんて聞いたことないぞ」「パンフレットとは違うのか」「旅行条件書なら知っているけど」…と思った方はいらつしやいませんか？

「取引条件説明書面」とは？

旅行業法によると、旅行者又は旅行者代理業者は、旅行者と募集型企画旅行契約を締結しようとするときは、取引条件について旅行者に説明をし、その内容が記載された書面を交付しなければなりません(同法第12条の4第1項、第2項)。この書面を「取引条件説明書面」と呼びます。そして、「取引条件説明書面」を交付して契約を締結したときは、今度は、遅滞なく、「契約書面」を交付しなければなりません(同法第12条の5第1項)。ただし「契約書面」に記載する事項は「取引条件説明書面」とほとんど同じ内容ですので、実務においては新たに「契約書面」を作成することはせず、「取引条件説明書面」を流用するのが通常です。具体的には「取引条件説明書面」には記載されてい

ない事項のうち、①「契約の締結年月日」については申込金領収書に記入された領収日の記載で補い、②「企画旅行者との連絡方法」については確定書面(最終日程表)に電話番号等を記載して補います。これら①と②の書面を旅行者に交付することによって「契約書面」として必要な事項を満たしていることになるので(通達により、取引条件を説明した書面の記載内容に従った契約がなされたときは、その記載事項については契約書面の交付がなされたものとして取り扱い、さらに「契約書面」は数種の書面によって要件を満たすことが認められています)。

いわゆる「パンフレット」とは？

ところで、旅行業法・標準旅行業約款のどこを探しても「パンフレット」という単語は見あたりません。実は広告と「取引条件説明書面」の両方の機能を備えた冊子を業界では一般的に「パンフレット」(あるいは一枚ペラ紙だと「ちらし」)等と呼び習わしているだけなのです。

それならば「パンフレット」を交付しておけば、漏れなく「取引条件説明書面」を交付したことにもなるのか?という点、ちょっと違った実態があるようです。

それでは「旅行条件書」とは？

「取引条件説明書面」として記載が必要な事項は盛り沢山ですが、パンフレットを制作している担当者としては無味乾燥な事項を細々、長々と載せるより、

「広告」としての機能を優先させて購買意欲をそそる綺麗な写真を沢山載せたり、ひとつでも多くのツアーを紹介したいと思うのが本音でしょう。できればこの「取引条件説明書面」を簡略化してしまう訳にはいかないものかと考えたとしても無理はありません。もちろん「取引条件説明書面」の記載事項は法令で定められていますので勝手に削除したり、割愛してはいけません、その代わりに「そうだ、何も律儀にパンフレットに取引条件の全文を載せる必要はないよな!」と考えた人がいました。

つまり「取引条件説明書面」に必要な記載事項のうち、例えば旅行代金や日程等のように個々のツアーごとに異なる「取引条件」については「パンフレット」に「広告」を兼ねて記載し、一方でツアー全般に共通する、例えば旅程保証や特別補償等の「取引条件」については、その部分だけを別紙にまとめて、後で交付すれば良いだろう!と考えたワケです。この別紙がいわゆる「旅行条件書」です。

「旅行条件書」の交付を忘れずに

かくして、「取引条件説明書面」は華やかな「パンフレット」掲載組と、地味な別紙の「旅行条件書」組とに泣き別れになったのですが、ツアー全般に共通する「取引条件」であっても、トラブルが生じかねない取消料等の重要事項については、「パンフレット」にも(要約)としてその一部を記載するのが一般的です。なお、その場合であっても、肝心の「旅行条件書」の交付を忘れると法令違反となりますので、くれぐれも注意が必要です。(中島)